

令和6年度水戸市奨学生募集要項

水戸市教育委員会

I 応募資格

- 令和6年4月1日現在で、本市に引き続き1年以上居住する方の子弟であって、令和6年度に高等学校、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）（以下「高等学校等」という。）へ進学を予定している者又は既に高等学校等に在学している者で、人物・学力ともに優れ、本人の属する世帯の認定所得金額が所得基準額以下であること。
- 国、県その他の団体から奨学金、その他これに類する資金の貸与又は支給を受けていないこと。

II 採用人数

令和6年度に高等学校等へ進学を予定している者 20名以内
既に高等学校等に在学している者 若干名（欠員があった場合に限る。）

III 奨学金の額

月額6,000円（給付型）

IV 提出書類

- 奨学生願書（様式第1号）
- 奨学生推薦調書（様式第2号）
- 同居家族収入者全員（同一世帯）の令和5年度（4年分）市民税・県民税課税証明書
※令和5年1月2日以降に水戸市へ転入した者全員（前住所地の市役所等で取得する）
同居家族収入者全員（同一世帯）の課税証明書に記載されていない収入の証明書類
（例：年金証書・振込通知書等）
- 所得状況等調査同意書
- その他、特別な事情がある場合は各種証明書

	特別な事情	証明書
①	母子・父子世帯	児童扶養手当証書の写し 等
②	就学者のいる世帯	在学証明書又は学生証の写し（本人及び小・中学生は不要）
③	障害者のいる世帯	障害者手帳の写し、医師の診断書 等
④	長期療養者のいる世帯	令和5年分の年間支出見込算出表 及び治療費・医薬品等の領収書の写し
⑤	主たる家計支持者が別居している世帯	別居していることを証明する書類及び別居のために特別に支出している金額を証明する書類 （住居費等の領収書の写し、年間集計表）
⑥	火災、風水害又は盗難等の被害を受けた世帯	被害を受けたことを証明する書類及びその被害によって支出増又は収入減になる年間金額を証明する書類
⑦	生活保護受給世帯	生活保護受給証明書

V 提出期限及び提出先

令和6年1月31日(水)までに在学する学校の学級担任へ提出

VI 注意事項

1 奨学生願書について

- (1) 同一住居に居住し、生計を一にしている場合は、全員同一家族とし、収入のある者すべての月収額を記入する。
- (2) 職場や任地の都合で別居している者、就学又は病気療養のため別居している者等についても、生計を一にしている場合は同一家族として記入する。
- (3) 就学している家族については、学校名、学年、奨学金等の受給の有無を記入する。
- (4) 奨学金希望理由欄には、できるだけ詳細にその理由を記入する。

2 奨学生推薦調書について

在学している学校で作成する。

3 令和5年度市民税・県民税課税証明書について

- (1) 令和4年分の所得に対する令和5年度の課税証明書を市町村窓口で取得し添付する(書類の年度をお間違いの無いようご注意ください)。
- (2) 令和5年1月2日以降に水戸市へ転入した者全員は、令和5年1月1日現在で居住していた市町村が発行した課税証明書を取得し添付する。
- (3) 課税証明書の代わりとして、源泉徴収票及び確定申告書の提出は不可。

VII 推薦基準

1 人物について

学習活動その他生活の全般を通じて、態度・行動が生徒にふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがあること。

2 健康について

学校保健法による定期健康診断(最近1年以内に実施したもの。第1学年に在学する者については、入学者選抜時の健康診断でもよい。)の結果により修学上支障がないと学校側が認めた者。

(注) 修学上支障がないと認められる者については、出願のため改めて健康診断を受ける必要はありません。また、奨学生願書中の健康診断欄の記入も必要ありません。

3 学力について

- (1) 現在、中学校(中等教育学校前期課程含む。以下同じ)第3学年または義務教育学校第9年生で、令和6年4月に高等学校、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校(第1学年から第3学年までに限る。)(以下「高等学校等」という。)へ進学を予定している者は、中学校における第2学年及び第3学年、または義務教育学校第8学年及び第9学年の履修教科の評定をすべて合計し、これを全履修教科数で割った値(以下「学習成績」という。)が、3.5以上であること。

- (2) 現在、高等学校等第1学年で、令和6年4月に第2学年へ進級を予定している者は、高等学校等第1学年の学習成績が3.0以上であること。
- (3) 現在、高等学校等第2学年で、令和6年4月に第3学年へ進級を予定している者は、高等学校等における第1学年及び第2学年の学習成績が3.0以上であること。

4 家計について

本人の属する世帯の認定所得金額が、所得基準額以下であること。

(1) 所得基準額表

世帯人員	所得基準額	備 考
1人	129万円	世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに14万円を世帯人員7人の所得基準額に加算する。
2人	206万円	
3人	238万円	
4人	257万円	
5人	276万円	
6人	293万円	
7人	307万円	

(2) 所得金額の算出方法について

ア 給与所得者以外の所得者の算出基礎

1年間の収入金額から必要経費を控除した金額を所得金額とする。

イ 給与所得者の所得金額の算出基礎

1年間の収入金額を基にして、下表の左側に掲げる収入金額ごとに同表の右側に掲げる計算式によって得た金額を所得金額とする。

(給与所得の計算式)

収入金額	計算式
400万円までのもの	収入金額×0.8－263万円＝所得金額
400万円を超えて878万円までのもの	収入金額×0.7－223万円＝所得金額
878万円を超えるもの	収入金額－486万円＝所得金額

(注) 1 市民税・県民税課税証明書に記載された「給与収入」を、上表の計算式に当てはめて算出した金額を所得金額とする。

2 収入とは … 俸給、給料、賃金、専業主報酬、役員報酬、歳費、賞与及び専従者給与(専従者控除分も含む)、並びにこれらの性質を有する給与等(年金(恩給、老齢年金、遺族年金等を含む)、扶助料、傷病手当金等を含む。)並びに扶助費等。

3 収入金額及び所得金額は、万円未満を切り捨てて適用する。

4 給与所得者が2人以上いる場合、この計算は各人の収入金額を合算したあと、万円未満を切り捨てて所得金額を算出する。

- 5 同一人で2以上の収入源があつて、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合算したあと、万円未満を切捨てて所得金額を算出する。
- 6 同一人で2以上の収入源があつて、給与所得と給与以外の所得の場合は、給与所得については上記計算式により所得金額を算出する。

(3) 特別控除額について

特別の事情		特別控除額				
1	母子・父子世帯	49万円				
2	就学者のいる世帯 〔児童・生徒・学生 1人につき〕 ※本人も控除します。	小学校		9万円		
		中学校		17万円		
				自宅通学	自宅外通学	
		高等学校	国・公立		19万円	41万円
			私立		33万円	54万円
		高等専門学校	国・公立	1~3年	28万円	50万円
				4~5年	40万円	62万円
			私立	1~3年	54万円	76万円
				4~5年	66万円	88万円
		大学	国・公立		67万円	116万円
私立			111万円	159万円		
専修学校	高等課程	国・公立		7万円	18万円	
		私立		29万円	39万円	
	専門課程	国・公立		25万円	71万円	
私立		79万円	123万円			
3	障害者のいる世帯	障害のある人1人につき 99万円				
4	長期療養者のいる世帯	療養のため経済的に特別な支出をしている年間金額				
5	主たる家計支持者が別居している世帯（父母のいずれか1人でも別居した場合は対象）	別居のため特別に支出している年間金額。 ただし、71万円を限度とする。				
6	火災、風水害又は盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があつて、将来長期にわたつて、支出増又は収入減になると認められる年間金額				

- 備考 1 小学校は義務教育学校の前期課程を、中学校は義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を、高等学校は中等教育学校の後期課程を含む。
- 2 該当する特別の事情が2つ以上ある場合は、これらの特別控除額を合わせて控除することができる。

(4) 認定所得金額の算出方法について

本人の属する世帯の1年間の所得金額の合計から特別控除額を引いた金額

Ⅷ その他

- 奨学生である者が、学業成績が著しく不良となった場合、又は所得が著しく増加した場合は、奨学金を支給しない場合がある。
- 専修学校は対象外とする。
- 提出された書類により選考作業を行い、採用予定人員枠内で決定するため、基準を満たしていても採用しない場合がある。